

2024年12月

ATグループ診療所

### 医療情報取得加算に関する掲示

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

2024年12月1日より国で定められた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

#### 初診の方

医療情報取得加算 1点

#### 再診の方（3か月に1回に限り算定）

医療情報取得加算 1点

どうぞご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。